

☆Q&A☆



依頼会員

Q1.依頼会員は、複数の協力会員を紹介してもらえますか？

A：原則 1 人を紹介します。ただし、1 人の協力会員で全ての援助活動を行う事が難しい場合は、紹介することができます。

Q2.事前打ち合わせだけを先にしておくことはできますか？

A：先に事前打ち合わせだけをすることはできません。
利用日時を決めてから、センターへ依頼をお申し込みください。

Q3 事前打ち合わせ用紙は毎回作成するのですか？

A：初めての協力会員の場合、事前打ち合わせが必ず必要になります。
また、次のような場合も、再度打ち合わせをしてください。

- ・前回の依頼内容と大きく変わった場合（例 送迎→預かり、送迎や預かり場所の変更）
- ・前回、事前打ち合わせに同席していない子どもの場合
- ・数年ぶりにサポートを再開する場合

Q4.依頼会員宅でサポートをお願いできますか？

A：原則は協力会員宅で行いますが、依頼会員宅、公共施設や公園での預かりも可能です。
ただし、依頼会員宅に 18 歳以上の大人の方がどなたもいない場合は、依頼会員宅でのサポートはできません。

Q5.保護者会や参観、習い事教室に保護者の代わりとして参加してもらうことはできますか？

A：保護者の代わりをすることはできません。保護者の代わりに病院に連れていくことなどもできません。健診などの際に保護者に付き添う形でのサポートは可能です。

A6.サポート中に時間の変更はできますか？

A：協力会員の承諾があれば可能です。

Q7.センター閉所時に予定変更（キャンセル、時間変更など）が決まった場合は？

A：センター閉所時は、留守番電話またはメールで連絡してください。

Q8.病児病後児の預かりはしてもらえますか？

A：かわにしファミリーサポートセンターでは、病児病後児のサポートは行っていません。
また、学級閉鎖時、および家族が感染症などにかかっている場合も、感染リスクが高いためサポートを受けることは困難です。

Q9.車での送迎のサポートは依頼できますか？

A：原則は、徒歩又は公共交通機関を利用したサポートを行っていただきます。依頼会員からの車でのサポート依頼はできません。ただし、天候の悪い日や、公共交通機関が少なく不便な地域でのサポートの場合など、協力会員が自家用自動車の使用を希望し、センターが一般的な合理性、リスクを勘案し、必要と判断した場合に、使用する事ができます。その場合、協力会員の運転免許証の確認、任意保険加入の確認が必要となります。

Q10.誰もいない自宅への送迎、または小中高学生の兄弟に引き渡してもらうことはできますか？

A：できません。引き渡しは「大人から大人へ」が原則になります。必ず18歳以上の大人の方への引き渡しが必要となります。

Q11.第2子出産の際、緊急で上の子を預かってもらうことはできますか？

A：事前に、慣らし保育やサポートを引き受けてもらっていて、事前打ち合わせを終わらせていることが必要となります。加えて緊急時に協力会員さんが引き受けできることが前提となるため、必ずサポート可能ですといった確約ができるものではありません。

Q12.退会の手続きはどうすればよいですか？

A：他市へ転居、援助活動が不要となったなどの場合で退会を希望する場合、一番下の子どもが小学校を卒業する場合も、退会届の提出が必要となります。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送するか持参してください。退会届はホームページよりダウンロード可能です。

協力会員

Q1.協力会員の子どもが一緒でもサポートできますか？

A：できます。ただし、協力会員の子どもは補償保険の対象外となります。

また、依頼会員の子どものサポート中に、協力会員の子どものお世話が必要となる場合にはできません。

Q2.おやつや食事を提供した場合や、バス・電車などの交通費がかかった場合の料金はどのようになりますか？

A：ジュースやお菓子、購入した食事などを提供した場合は、領収証をとっておき、依頼会員へ請求してください。

バス・電車など交通費がかかった場合には、実費分を活動報告書に記入し、依頼会員へ請求してください。

※事前打ち合わせの時に会員同士で事前に話し合ってください。

請求できるのは事前打ち合わせで依頼会員におやつや食事の提供を頼まれた場合のみです。アレルギー疾患のある場合もありますので、独自の判断で提供しないでください。

Q3.天気の悪い日など、協力会員の判断で車を使っでの送迎をしてもいいですか？

A：原則は、徒歩又は公共交通機関を利用した活動を行って頂きます。ただし、協力会員が自家用自動車の使用を希望し、依頼会員の了承が得られたうえで、センターが一般的な合理性、リスクを勘案し、必要と判断した場合に、使用する事ができます。その場合、協力会員の運転免許証の確認、任意保険加入の確認が必要となるため、必ず事前にセンターへの利用申請が必要となります。

(かわにしファミリーサポートセンター自家用自動車等交通用具規定に基づく)

Q4.車でのサポートで、サポートする子どもの母親も一緒に乗せてほしいとお願いされました。お子さんと一緒に車に乗せて送迎することはできますか？

A：お子さんのサポートのみとなります。保護者の方を車に乗せて活動することはタクシーと同様になりますのでお断りしています。

Q5.サポートが終了した事前打ち合わせ用紙は処分してもいいですか？

A：サポート終了後、5年間は必ず保管しておいてください。

Q6.協力会員に登録しましたが依頼がありません。

A：サポートに結びつかないこともあります。ご理解ください。
サポートの有無に関係なく、協力会員向けの養成講座や研修会、交流会も企画していますので、是非ご参加ください。

Q7.サポート中に学習指導はできますか？

A：できません。

Q8.夕食時のサポートなので食事の提供もお願いされました。我が家の夕食を提供してもいいですか？

A：手作りの食事は提供できません。食物アレルギーや食中毒のこともあるため、お子さんの状況を詳しく聞き取ったうえで、スーパーなどで買ったものを提供してもらうようお願いしております。食事代はかかった分を依頼会員へ請求してください。

Q9.退会の手続きはどうすればよいですか？

A：他市へ転居、援助活動ができなくなったなどの理由で退会を希望する場合は、退会届の提出が必要となります。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送するか持参してください。退会届はホームページよりダウンロード可能です。
※事前打ち合わせをした全ての依頼会員に連絡し、「事前打ち合わせ用紙」の返却、または破棄について相談してください。



補償保険

Q1.援助活動が市外にまたがる場合でも保険は適用されますか？

A：市内、市外にかかわらず、サポート中であれば適用されます。

Q2.サポート中に預かっている子どもが公園等でケガをした場合、保険は適用されますか？

A：適用されます。公園や外での遊びの有無については依頼会員と事前打ち合わせで確認しておいてください。

Q3.送迎のサポート時、自宅からではなく、出先のスーパーから迎え場所に向かい、途中でケガをした場合は、保険は適用されますか？

A：適用されません。事前打ち合わせで取り決めた通常の経路のみ適用されます。

Q4.協力会員の子どもが、預かった子どもにケガをさせられた場合、あるいは家の物を壊された場合は、賠償責任保険は適用されますか？

A：適用されません。協力会員の子どもは賠償責任保険の適用外となります。
※お見舞金制度が適用されます。

Q5.依頼会員からサポート上預かっていた物を壊した場合、賠償責任保険の対象となりますか？

A：対象となります。

最後に・・・

ファミリーサポートセンターの活動は、地域における「相互援助活動」です。利用料金がかかりますが、これは援助に対するお礼の気持ちとしての謝礼金ですので、サービスに利用料金ということではありません。できる範囲でお手伝いしていく、地域の中での支えあいの活動であることをご理解いただけますよう、お願いいたします。